

第21期第38回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年2月17日(水) 14時00分から14時57分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館 3階「藤」
- 3 出席委員 木下清、問可柁善、柴田皓司、瀧澤満、畠中悠、前田浩志、
山崎國光、石田実、蔭山純由、新保輝幸、参田敦、三谷英子(計12名)
- 欠席委員 志磨村公夫、安岡栄一、益本俊郎
- 署名委員 問可柁善、石田実
- 県出席者 水産振興部 田中部長、西山副部長
漁業管理課 池課長
- 事務局 織田事務局長、井上次長、中村チーフ、谷口主幹、飯田主幹

4 審議事項

- 第1号議案 もじゃこ漁業の許可又は起業の認可方針について
- 第2号議案 もじゃこ漁業の制限措置等について
- 第3号議案 もじゃこ漁業の許可又は起業の認可の基準について
- 第4号議案 区画漁業の海区漁場計画設定について
(幡多郡大月町橘浦高望地先)
- 第5号議案 区画漁業の海区漁場計画設定について
(幡多郡大月町橘浦椎の浦地先(2))
- 第6号議案 区画漁業の海区漁場計画設定について
(幡多郡大月町橘浦弦場の鼻地先)
- 第7号議案 にほんうなぎの採捕に係る委員会指示について

5 議事内容

- 織田事務局長 定刻となりましたので、ただ今より第38回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。
会議は委員定数15名の内、出席委員は12名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。
それでは、会長、お願いいたします。
- 木下会長 皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。
- 田中部長 田中でございます。
皆様方におかれましては、何かとご多用のところ、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。
本日ご審議いただきますのは、議案7件でございます。
第1号議案は、もじゃこ漁業の許可又は起業の認可について、必要な事項

を定めようとするものでございます。

第2号議案は、もじゃこ漁業の制限措置等についてご審議いただきます。

第3号議案は、もじゃこ漁業の許可又は起業の認可の基準についてご審議いただきます。

第4号議案から第6号議案は大月町橘浦での真珠母貝養殖に係る海区漁場計画設定についてご審議いただきます。

第7号議案は、にほんうなぎの採捕に係る委員会指示の有効期間が、来月の3月31日までになっておりますので、4月以降の委員会指示につきましてご審議いただくものでございます。

委員の皆様には、ご審議のうえ、適切なご意見・ご答申をお願い申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、志磨村委員、安岡委員、益本委員の3名です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、問可委員、石田委員に申し上げます。

それでは議題に入ります。第1号議案、「もじゃこ漁業の許可又は起業の認可方針について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

飯田主幹

それでは資料1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。2高漁管第815号。高知海区漁業調整委員会様。もじゃこ漁業の許可又は起業の認可方針について、別紙案のとおり措置したいので、貴会の意見を伺います。令和3年2月12日。高知県知事濱田省司。

3月末頃から操業が行われるもじゃこ（全長15センチメートル以下のぶり）漁業について、これまで作成していた取扱方針と許可をする際に定めていた許可等の条件を整理し、改めて漁業の許可又は起業の認可方針として一括して定めることとしました。従来から定めていたものを整理したのみで、内容についての変更等はしておりません。

2ページからもじゃこ漁業の許可又は起業の認可方針となっております。内容について簡単に説明させていただきますと、2ページ第1条の趣旨、第2条に適用範囲、第3条に漁船の制限、第4条に起業の認可の期間、第5条に許可の有効期間を示しており、こちらは規則第15条第1項で1年と定めておりますが、もじゃこ漁業ができる期間は限られておりますので、規則よりも短い期間を定めることとします。第6条に制限措置及び条

件を定めております。この内容についても基本的には従来通りですが、(5)の操業期間や操業期間の延長方法につきましては、これまでも国から示されている全国統一のルールとして運用してきており、今回新たに県で定めたものではありませんが、今後も今までと同じ方法で運用していくように国から指導を受けておりますので、県の取扱方針に定めることとします。

3ページ目、上から順に説明しますと、3月から6月までの間で、以下のアからエのとおりとします。ア、操業許可日数は23日間とする。ただし、許可日数の最終日から3日前までに漁獲尾数が採捕計画尾数の50パーセントに満たない場合は、7日間以内の操業を延長できるものとする。イ、アのただし書きで許可した期間の最終日から3日前までに漁獲尾数が計画尾数の50パーセントに満たない場合は、10日間以内の操業を延長できるものとする。ウ、イで許可した期間の最終日から3日前までに漁獲尾数が計画尾数の50パーセントに満たない場合は、10日間以内の操業を延長できるものとする。エ、操業の開始日のほか、イのただし書き、ウ及びエに規定する操業期間の延長については、知事が海況やもじゃこの来遊状況及び漁獲状況等を検討して決定する。

第7条に採捕計画尾数について示しており、この計画尾数に基づき漁獲量の充足率に応じて操業期間を延長します。第8条に種苗畜養の制限、第9条に実績の報告について定めております。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

木下会長

ただ今の事務局説明についてご意見、ご質問はございませんか。

山崎委員

この許可等のトン数よね、10トン未満の漁船とあるけど、多少、大きい船でできないのか。

飯田主幹

こちらは、全国で10トン未満の漁船を使用するようにとありますので、高知県だけ大きい船で、というのは難しいです。

前田委員

採捕数量の予定数量50パーセントの根拠は。ずっと50パーセントですが。

飯田主幹

こちらの延長のルールですが、国の指導の下、今まで取り扱ってきたのですが、今すぐには根拠を答えられませんので、調べてお示しします。

前田委員

それに付随してですが、50パーセントを70パーセントとか、80パーセ

ントに、要望があれば引き上げができるのですか。

飯田主幹

今のところ全国統一のルールで運用を行っておりますので、来年から高知県だけ 70 パーセントというようにすぐに変更できませんが、ルールの緩和を国に要望する中で、変えることができるかもしれません。今すぐ高知県だけ上げることは難しいです。

木下会長

他にございませんか。

(「なし」という者あり。)

木下会長

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第 1 号議案、「もじゃこ漁業の許可又は起業の認可方針について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第 1 号議案は、原案が適当であると答申いたします。

続きまして、第 2 号議案、「もじゃこ漁業の制限措置等について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

飯田主幹

それでは資料 2 の 1 ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。2 高漁管第 816 号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業及び高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号）第 4 条第 1 項第 1 号に掲げるもじゃこ漁業の制限措置等を定めたいので、同規則第 11 条第 3 項の規定により諮問します。令和 3 年 2 月 12 日。高知県知事濱田省司。

今回、例年 3 月末ごろからもじゃこ漁業が操業を開始することに伴い、制限措置等を新たに定めるものです。

高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号。以下「規則」という。）第 11 条第 1 項において、知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、「漁業種類」、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数」、「推進機関の馬力数」、「操業区域」、「漁業時期」及び「漁業を営む者の資格」に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。

これまで、もじゃこ漁業については、中型まき網漁業のもじゃこ中型まき網漁業及びもじゃこ漁業のもじゃこ機船船びき網漁業又はもじゃこ小型まき網漁業で操業が行われておりますことから、今回はこの2つの許可について制限措置等を定めます。

資料2 ページの告示案をご覧ください。まず、中型まき網漁業のもじゃこ中型まき網漁業についてです。操業区域は(3)に示すとおりです。操業時期については、漁海況やもじゃこの来遊状況をもとに周年(知事が指定する日から6月30日までの間において50日を限度として知事が指定する期間)と定めます。この操業時期の詳細については、さきほどの方針に定めているとおりです。推進機関の馬力数は定めなし、船舶の総トン数は10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数です。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は15件、漁業を営む者の資格は高知県内に住所を有するものです。

許可又は起業の認可を申請すべき期間ですが、令和3年3月1日から同月15日までとしております。

次に、もじゃこ漁業のもじゃこ機船船びき網漁業又はもじゃこ小型まき網漁業についてです。操業区域、操業時期、推進機関の馬力数、船舶の総トン数、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可を申請すべき期間については、中型もじゃこまき網漁業と同様で、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は30件です。以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

木下会長

ただ今の事務局説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」という者あり。)

木下会長

ご意見もないようですので、お諮りいたします。

第2号議案、「もじゃこ漁業の制限措置等について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第3号議案、「もじゃこ漁業の許可又は起業の認可の基準について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

それでは資料3の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。2高漁管第817号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第11条第5項の規定により、もじゃこ漁業の許可又は起業の認可の基準を定めたいので諮問します。令和3年2月12日。高知県知事濱田省司。

高知県漁業調整規則第11条第1項において、知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数」等を公示しなければならないと規定されています。そのため、現在許可されているすべての漁業種類において、公示を行っております。今回の漁業許可又は起業の認可の基準は、この公示している数を超える申請が複数あった場合の優先順位等を定めるものです。

2ページ以降の今回定めるの基準について、上から順に簡単に説明いたしますと、第1条に趣旨として、行政手続法に基づく審査基準として定めるものであることを記載しています。

第2条の適用範囲ですが、規則第4条第1項第1号に規定するもじゃこ（全長15センチメートル以下のぶり）漁業（もじゃこをとることを目的とする小型まき網漁業又はもじゃこをとることを目的とする機船船びき網漁業）及びもじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業に適用します。

第3条の許可等をしない場合ですが、1つ目に規則第9条第1項第1号の「適格性を有するものでない場合」は、次のいずれかに該当する場合として、ア、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。なお、漁業又は労働に関する法令を遵守しない者の基準については、「高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準」に記載のとおりとすること。イ、暴力団員等であること。ウ、法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちにア又はイのいずれかに該当する者があるものであること。エ、暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。オ、使用する船舶等が次の基準を満たさないこと。（ア）漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項に規定する都道府県知事の登録を受けていない船舶。（イ）漁船法第19条に規定する登録の取消しの対象となる船舶と定めます。2つ目の規則第9条第1項第2号の「その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合」は、正当な理由なく同一の者に対し、同一の漁業種類について同時に2以上許可することとなる場合とすることと定めます。

第4条の許可等の基準ですが、規則第11条第5項に記載する許可等をすべき船舶等の数が、公示した船舶等の数を越えた場合の許可等をする者

の基準は、次条の規定による優先順位のとおりとし、優先順位が高い者の申請から優先して許可等を行うこととする。なお、同一の優先順位を有する者の申請が複数あり、それらの申請により公示した船舶等の数を超える場合は、規則第11条第6項の定めるところにより、同一の優先順位を有する者でくじを行い、許可等をする者を定めるものとしております。簡単に言いますと、現在公示している数を超えて申請がなされた場合は、第5条に定めている優先順位の高いものから優先し、また、同一の優先順位が複数となる場合は、くじを行い、許可等をするものを決定するという事です。もじゃこ漁業は毎年漁海況等を勘案し許可を行うことから、公示する許可に該当します。

第5条の優先順位ですが、申請のうち、漁業の許可等を受けている者が漁業の許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請するときは、その申請者に対して、他の申請者に優先して許可等をするものとします。ア、地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合及び高知県ぶり稚魚採捕対策協議会から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認められた者、イ、過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けていない者、ウ、当該漁業の経営又は従事の経験がある者の3点について優先順位を付与するための要件としており、4ページの別表に示す優先順位が高いものから優先することとし、その他の勘案事項を考慮してもなお同順位の者が複数となる場合はくじびきで決めることとします。なお、イ及びウについては当該漁業の申請に関する公示にて定められた申請期間の末日を起準日とする。

第6条の資料の追徴ですが、規則第11条第5項に記載する許可等すべき船舶等の数が、公示した船舶等の数を超えた場合、速やかにその旨及び前条に規定する優先順位を決定するために必要な資料を追加で提出することができる期間について公示するものとします。

なお、高知県行政手続条例に基づく意見公募を令和3年2月2日から令和3年2月15日までの間実施しましたが、意見はありませんでした。以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

木下会長

ただ今の事務局説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」という者あり。)

木下会長

他にご意見もないようですので、お諮りいたします。

第3号議案、「もじゃこ漁業の許可又は起業の認可の基準について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第4号議案から第6号議案、「区画漁業の海区漁場計画設定について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

中村チーフ

それでは、第4号議案から第6号議案、区画漁業の海区漁場計画設定について(幡多郡大月町橘浦高望地先)、(幡多郡大月町橘浦椎の浦地先(2))及び(幡多郡大月町橘浦弦場の鼻地先)について、説明内容の重複を避けるため、資料4に沿いまして、3件をまとめてご説明いたします。

資料4をお願いいたします。

資料を1枚めくっていただきまして、1ページの諮問文の朗読から始めさせていただきます。

2高漁管第807号、高知海区漁業調整委員会様、区画漁業の海区漁場計画設定(幡多郡大月町橘浦 高望地先)について、漁業法第64条第4項の規定により諮問します。令和3年2月10日、高知県知事、濱田省司。

なお、ただ今朗読しました諮問文は第4号議案のもので、他の2件の議案も個別に諮問しておりますが、文書番号及び()内の漁場の位置のうち、「橘浦」以降がそれぞれ異なる以外は文言が一致しておりますので、朗読を省略いたします。

海区漁場計画の作成の手続につきましては、漁業法第64条の各号に規定されております。

まず、第64条第1項に「知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない」という項目がございます。これは、漁業権免許において、プロセスの透明性を向上させるため、今回の漁業法改正で新たに追加されました。それを受けまして、今回作成しようとしております海区漁場計画は、橘浦漁業協同組合の共同漁業権内に設定しようとしている区画漁業権であることから、「当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人」は橘浦漁業協同組合の組合員であると想定されますので、当漁協において海区漁場計画の素案を掲示いたしました。また、別途、パブリックコメントを実施し、海区漁場計画の素案を公表いたしました。その結果、これらの公表期間中に意見書の提出はございませんでした。

そして、第64条第4項に、「知事は、海区漁場計画の案を作成したと

きは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない」と規定されておりますので、本日、ご審議いただく運びとなりました。

今回ご審議いただきます第4号議案から第6号議案は、幡多郡大月町橘浦地区の、海区漁場計画の設定について、でございます。

まず、「漁場の位置」ですが、5ページの位置図をお願いいたします。3か所のうち1番下の、公示予定番号が区第2031号と表示してところを丸で囲んでおりますが、そこから矢印で差し示しておりますところが、本議案の漁場計画を設定する場所でございます。

漁場図につきましては、右側の6ページでございます。右の方の四角で囲みました中が「漁場の区域」となります。この区域は、最寄りの漁場基点である、甲の高望丸碇区画基点から見通した線の延長線上の、角度と距離により、4箇所に区域の点、図ではア・イ・ウ・エと示しております点を定めまして、その各点を結ぶことによりまして、漁場の区域を示す方法をとっております。現在、魚類養殖で免許しております区第3039号を貝類養殖に変更するもので、現免許の放棄と同時に新規取得するものです。

漁場計画の概要につきましては、次のページの7ページでございます。

今回の区画漁業の海区漁場計画の設定は、橘浦漁業協同組合から、貝類垂下式養殖業について、申請があったものでございます。

当該漁場の水深は10～20mです。

漁業従事者数等につきましては、漁協の管理漁業権ですので、行使者数1人、うち漁協組合員1人、沖合従事者数10人、うち漁協組合員5人となっております。

経営の方法は漁協が管理する「団体漁業権」で漁場を設定しようとするものですので、組合が漁業権行使規則を制定し、これに基づきまして組合員に行使させるものとなります。

養殖の規模のうち、養殖数量は真珠母貝を9,000Kg、計画しております。

地元地区は、大月町橘浦です。約40年前まで真珠養殖を行っていた地区で、再度スポットを当てて漁業や地域の活性化につなげるため、真珠稚貝を中間貝まで育成しようとするものです。

現免許との関係は、区第3039号を魚類養殖から貝類養殖に変更するもので、区域等の変更はございません。

調整上の問題はなく、また、他法令に関しましても支障はございません。

次に、資料2ページから4ページの告示(案)により漁場計画の内容について説明をさせていただきます。なお、第4号議案から第6号議案までを同じスケジュールで進めていく計画でありますため、この告示案は3件を併せた表記となっております。

2ページをご覧ください。

まず、上から10行目あたりの◎二重丸、区画漁業権(3件)の次の行、

真珠母貝養殖であることから〔第一種区画漁業（貝類類養殖）〕となっております。

「1 公示番号」ですが、漁業権番号につきましては、現在、貝類養殖に係る区画漁業の免許の最終番号が区第 2030 号でありますことから、次番の区第 2031 号を予定しています。

次の「（1）の漁場の位置及び区域」、「ア 漁場の位置」と「イ 漁場の区域」は、6 ページの漁場図等でご説明いたしましたとおり、また、「（2）の漁業の種類及び時期」のうち、漁業の時期については周年で、漁業の種類は先ほどの漁場計画の概要でご説明いたしましたとおりでございます。

「（3）の漁業権の存続期間」につきましては、漁業権の存続期間は漁業法第 75 条第 1 項により 5 年とされていますが、今回の区画漁業権の存続期間は、他の漁業権の存続期間の終期とそろえまして、令和 5 年 8 月 31 日までとしております。

「（4）区画漁業権に係る個別漁業権又は団体漁業権の別」は団体漁業権、「（5）団体漁業権に係る関係地区」は幡多郡大月町のうち橘浦、「（6）条件」は、昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。としております。

なお、ただいまご説明いたしました（2）から（6）の内容は、他 2 件の漁業権も同じです。

本文に戻りまして、以下、第 5 号議案と第 6 号議案の内容が続きます。

4 ページ目の中ほど、11 行目の「保全沿岸漁場に関する事項」については、法改正により規定された項目で、漁協等が実施する保全活動の受益者から費用を徴収する場合、記載するものですが高知県内では事例がないため、なし、としております。

第 2 の「海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果」及び第 3 の「漁場の図面」は、漁業法施行規則第 24 条の規定による、海区漁場計画等を作成したときに公表事項ですので、漁業管理課内で縦覧に供する、としております。

第 4 の「漁業の免許予定日」は、この漁場計画の公示の日から考えまして令和 3 年 7 月 6 日に、第 5 の「漁業の免許申請期間」は、団体漁業権については漁業権の行使規則の手続きに際し、組合員から同意書を取得した後、組合の総会での特別議決を要するため、これらに要する期間を考慮し、令和 3 年 5 月 14 日から同月 28 日まで、といたしました。

以上が第 4 号議案の説明になります。

なお、第 5 号議案及び第 6 号議案について、補足いたします。

資料 5 をお願いします。まず、表紙の議案名のうち、「（幡多郡大月町橘浦椎の浦地先（2））」についてですが、現免許の区第 3043 号の漁場の位置が「幡多郡大月町橘浦椎の浦地先」でして、異なる区域で設定されております。したがって、区別するため、「（2）」を表記しております。

資料の5ページ目と6ページ目は位置図と漁場図でございます。7ページ目は漁場計画の概要で、第4号議案の内容とほぼ同じですが、こちらは現在免許がない漁場に、新たに区画漁業の漁場を設定しようとするものでございます。

続きまして、資料6をお願いします。先ほどと同様、5ページ目と6ページ目は位置図と漁場図、7ページ目は漁場計画の概要で、第5号議案と同じく、こちらは現在免許がない漁場に、新たに区画漁業の漁場を設定しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

木下会長

ただ今の事務局説明についてご意見、ご質問はございませんか。

新保委員

2点ありまして、4ページの中ほどに、保全沿岸漁場の説明がありましたが、もう一度説明していただきたいのが1点です。

2点目は、魚類養殖を貝類養殖に変更するとあるのですが、説明のあった、40年前にやっていて、やめたとのことですが、もう一度やる、ということ、新たな事業の見通しがあるのかお伺いします。

中村チーフ

2点目からの説明になりますが、新たに魚類から貝類に変えるというのは、直近の一斉更新が平成30年にありまして、今は魚類で免許している状態です。今は漁場を使っていないのですが、魚類の免許を放棄して、取り消して、貝類に切り替えるものです。40年前にやっていて、それからしばらくは真珠をやっていなかったのですが、直近では魚類の養殖をやっていたものでございます。

すみません、1点目は最初の方が聞き取れませんでした。

新保委員

今の、2点目の真珠貝の事情についてお願いします。

池課長

こちらの橘浦で真珠の母貝養殖をやるというのは、昨年、一昨年と長崎、三重、愛媛の真珠の母貝が多量に死んでおります。三重県の例で、一昨年は7割の稚貝が死んだ、昨年は4割死んだ、と聞いております。稚貝の確保が難しくなり、昔やっていた橘浦で稚貝を養殖して、母貝を確保しようというのが真珠養殖業界で考えているということで、今回橘浦で真珠母貝養殖を開始する、という情報を聞いております。

新保委員

ありがとうございます。1点目の話ですけど、4ページの保全沿岸漁場に関する説明がよくわからなかったなので、もう一度お願いします。

中村チーフ	4 ページ目の中ほど、11 行目に保全沿岸保全漁場に関する事項、というものがございまして、法改正により規定された項目でございます。定義といたしまして、漁協等が、団体が実施する保全活動の受益者から費用を徴収する場合に記載する、という項目になってございまして、高知県内においては漁協に対して昨年調査して、事例がなかったもので、項目だけ残して「なし」としております。
新保委員	漁協等が実施するとのことですが、どんな活動が想定されていますか。
中村チーフ	赤潮のモニタリングや、沿岸の清掃等、そういったものが想定されます。
木下会長	他にございせんか。 (「なし」という者あり。)
木下会長	他にご意見もないようですので、お諮りいたします。 第4号議案から第6号議案、「区画漁業の海区漁場計画設定について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございせんか。 (「異議なし」という者あり。)
木下会長	ご異議ないようですので、第4号議案から第6号議案は原案のとおり決定します。 なお、本議案については、漁業法の規定により、公聴会を開催した後に、県に答申するということになっております。 公聴会等、今後のスケジュールについて事務局に説明を求めます。
中村チーフ	第4号議案、第5号議案及び第6号議案の今後のスケジュールについて、ご説明いたします。 資料の8ページをご覧ください。 漁業免許に関する事務の流れから説明させていただきます。上半分に「海区漁場計画」の設定についての流れがございまして、フロー図の右上、【漁協や漁業者】から海区漁場計画設定申請が提出されますと、図の中の列の【知事】、漁業管理課で受付いたします。その後、法改正により新たに追加されました、「利害関係人の意見聴取」の手段として、漁協での掲示及びパブリックコメントを実施いたしまして、海区漁業調整委員会に海区漁場計画の設定についての諮問をさせていただきます。 左の【海区漁業調整委員会】に移りまして、委員会でのご審議を経まし

て、海区漁場計画設定について、利害関係人が自由に意見を述べる機会として、公聴会を開催し、その後、委員会でご審議をいただき、答申をいただくこととなります。支障がないとのご答申をいただいた場合は、海区漁場計画の内容となるべき事項や、免許予定日、申請期間などを高知県公報に登載することによって、速やかに海区漁場計画の公示をすることとなります。

次に、「免許」につきましては、免許申請がなされますと、漁業法第72条の規定による適格性の審査を、また、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは漁業法第73条第2項の規定による審査を経まして、漁業法第70条の規定に基づいて海区漁業調整委員会でご審議のうえで答申をいただきます。こうして、免許について適格性を有した者に対して免許をいたします。また、免許をしたことについて、県の公報に登載して公示をすることとなります。

続きまして、本案件の今後のスケジュールについて、右の方の日付けの記載に沿って、ご説明いたします。本日2月17日に諮問をさせていただきました区画漁業の海区漁場計画について、速やかに公聴会開催について周知を図るため、関係機関において公示をいたします。公聴会の開催時期につきましては、3月22日を予定しております。公聴会終了後、直ちに委員会にて海区漁場計画設定についてのご審議をいただきまして、海区漁場計画の設定は適当と認める、との答申を得ました場合には、公示を依頼し、4月6日に海区漁場計画設定の公示を高知県公報に登載する予定でございます。

免許申請期間は5月14日から同月28日までとし、申請のあったものについて、事務局で適格性等の資料の確認を行い、6月中旬頃の委員会で、免許の適格性の審査をお願いし、適格性を有するとの答申を得た場合には、翌月の7月6日に免許をする予定としております。

以上が今後のスケジュールでございます。

木下会長

ただ今の説明による今後のスケジュールにつきまして、ご意見はございませんか。

(「なし」という者あり。)

木下会長

ご意見もないようでございますので、事務局から説明のありましたとおり、3月22日に公聴会を行い、同日、引き続き海区委員会を開催して答申するというところで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、提案に沿って3月22日に公聴会と委員会を開催いたします。

続きまして、第7号議案、「にほんうなぎの採捕に係る委員会指示について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

谷口主幹

それでは、第7号議案「にほんうなぎの採捕に係る委員会指示について」、事務局から説明をさせていただきます。

資料7をご用意ください。現在、発動しております「にほんうなぎの採捕に係る委員会指示」ですが、この指示の有効期間が、令和3年3月31日で切れることから、本議案は、新たに同様の内容で委員会指示を発動することにより、引き続きにほんうなぎの資源回復及び持続的利用を図ろうとするものです。

それでは資料の2ページをご覧ください。「にほんうなぎの採捕に係る委員会指示の概要」ということでまとめておりますが、にほんうなぎは、本県にとって重要な魚種であり、各地区では伝統的な漁業が行われ、その食文化も古くから県民に定着しています。しかし近年は、にほんうなぎの漁獲量や、天然のしらすうなぎの来遊状況が悪化するなど、資源は右肩下がりで、2ページの下に示すグラフのとおり、ウナギ漁獲量は、全国で2,000トン以上あったものが70トン程度に、高知県の推移を見ても最盛期に180トンあまりあったものがわずか3トンと漁獲の減少が顕著で、資源の枯渇が懸念されています。そのため、平成25年には環境省がにほんうなぎを絶滅危惧種に指定し、また国際的にも平成26年に国際自然保護連合（ICUN）が絶滅の恐れのある生物としてレッドリストに掲載しました。そのため、河川では平成26年4月に内水面漁場管理委員会指示を発動し、10月から翌年3月までの間、21センチメートルを超えるにほんうなぎの採捕を禁止し、産卵場へ向かう親うなぎの保護を図っており、海面では内水面に続いて平成28年9月に海区漁業調整委員会指示を発動しました。

次に資料の3ページをご覧ください。現在発動されている他県の委員会指示の状況などをとりまとめております。海面、内水面ともに発動されているのが、高知県の他、徳島県、愛媛県、熊本県、鹿児島県となっており、内水面のみ発動されているのが、青森県、岐阜県、静岡県、島根県、広島県、宮崎県となっております。

次に資料4ページをご覧ください。水産庁からウナギの漁獲抑制について要請されていることもあり、これらの地域で委員会指示による採捕の禁止に加えて、漁協の規則等での制限や再放流などの自主的な取り組みを行い、日本全体の取組としてウナギの資源回復を図っているところです。

また、高知県の取組の方向性としまして、資料の5ページをご覧ください。こちらは平成26年2月に内水面漁場管理委員会から提言された「ニホンウナギの資源管理について」の要約版から抜粋したものです。取り組みの4つの基本方向を柱に、にほんうなぎの資源回復と持続的な利用に向けまして、高知県としても取組を進めているところでございます。

以上のことを踏まえまして、本議案は、現在、発動しております「にほんうなぎの採捕の禁止に係る委員会指示」について、新たに同様の内容の委員会指示を発動することにより、にほんうなぎの資源回復及び持続的利用を図るものです。

それでは最後に1ページをご覧ください。現在発動している委員会指示と指示の有効期間以外に内容の変更はありません。

指示の内容についてですが、まず、採捕の制限については、高知海区内において、10月1日から翌年3月31日までの間、全長21センチメートルを超えるにほんうなぎを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)第47条第1項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合

(2) 国の機関又は地方公共団体(大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。)が、にほんうなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合(当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。)

次に、指示の有効期間については、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする、としています。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

木下会長

ただ今の事務局説明についてご意見、ご質問はございませんか。

前田委員

採捕の制限の(1)にはどこの組合などが当たりますか。

谷口主幹

現時点でどこかの漁協を想定しているわけではございませんが、申請が上がってきたときに個別に判断させていただくということでございます。

前田委員

組合員でなくても個別に許可が下りるのですか。

谷口主幹

漁業者か、組合員かどうかということで判断をするものではありません。

前田委員

そうすると話がおかしくなりませんか。

谷口主幹 規則第 47 条の第 1 項でございますが、試験研究目的の適用除外ということでございますので、漁業者や組合員に適用除外をするということではなく、試験研究目的に申請が上がってきたときにその内容を個別に判断させていただくと・・・。

前田委員 それは（２）じゃないの。（１）ですよ。

谷口主幹 （２）は国の機関又は地方公共団体を指しておりまして、（１）は規則第 47 条第 1 項の試験研究目的で適用除外を受けた者を指しております。

前田委員 スッと入らない答えなのですが、もう少しわかりやすい答えでお願いします。

谷口主幹 具体的に言いますと、海面では取り扱ったことはございませんが、（２）にも少し係ってきますが、河川で国などと共同で県と漁協がウナギの生息域の分布調査を行っている場合がございます。こういう場合は試験研究目的で第 47 条の適用除外を受けているので適用除外になるということですよ。

西山副部長 具体的に例を挙げて言いますと（２）については例えば県の水産試験場や内水面漁業センターが試験研究目的でやる場合は（２）に該当します。この場合はここにもありますように特に許可が必要なくとることができます。もちろん皆さんへの周知も必要ですので、その方法は公示させていただきます。（１）の場合は民間の研究機関等が独自に試験研究を行う場合に許可を受ける、ということになります。

前田委員 じゃあ、もう一つ。旧高知市漁協の養鰻部にクロコの採捕権というのが周年であると思うんですよ。そこに対しての承諾は前回があったと思うんですよ。今回の分に対しては何も無しですか。

谷口主幹 委員おっしゃるのは浦戸湾の 21cm を越えないウナギの採捕の許可でして、こちらの委員会指示は 21cm を超える俗に言う親ウナギに対するものですので、直接関係がないというか、採捕の対象が異なっております。

前田委員 わかりました。

木下会長 他にございませんか。

(「なし」という者あり。)

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第7号議案、「にほんうなぎの採捕に係る委員会指示について」は、原案のとおり委員会指示を発動する、ということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第7号議案は、原案のとおり委員会指示を発動することに決定いたします。

これをもちまして、第38回海区漁業調整委員会を閉会といたします。本日は委員の皆様、ありがとうございました。

(閉会)

本書は、第21期第38回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清 _____

議事録署名委員 問可 柁善 _____

議事録署名委員 石田 実 _____